

計画策定の背景

- 本県は犯罪や交通事故が全国に比較して少なく「安全・安心に暮らせる」県である。しかし、殺人や強盗などの事件や交通死亡事故は発生しており、誰もが犯罪や事故の被害者になる可能性があるのが実状である。
- 県では平成18年から4次にわたり、犯罪被害者等を支援するための基本計画を策定し、様々な支援を推進してきた。これまでの成果と課題を踏まえ、今後の取組を更に充実させるため、第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定する。

計画の性格及び期間

- 根拠法令：犯罪被害者等基本法 第5条
秋田県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 性格：犯罪被害者等支援施策の推進の基本的指針
- 計画期間：令和8年度～12年度（5年間）

計画の推進体制

- 県や市町村、国、犯罪被害者等早期援助団体である（公社）秋田被害者支援センター等、関係機関による連携
- 学識経験者、犯罪被害者等により構成する秋田県犯罪被害者等支援推進会議による施策の実施状況の検証等

基本的な考え方

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されること。
- 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けないようにすること。
- 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携・協力すること。

5つの重点課題及び14の基本施策

第1 損害回復・経済的支援

- 1 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知
 - ・パンフレット、関係機関のウェブサイト等の活用による周知
- 2 経済的支援制度の周知及び迅速な対応
 - ・犯罪被害者等給付金の迅速な支給
 - ・分かりやすい情報提供ツールの作成及び提供
- 3 居住先の安定確保
 - ・公営住宅への優先入居の充実
- 4 安定的な雇用の継続
 - ・犯罪被害者等のための休暇制度導入の促進

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 精神的・身体的被害からの回復
 - ・子ども・女性・障害者相談センター等の公的機関における相談・支援体制の充実
 - ・学校におけるカウンセリング体制の充実等
- 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止
 - ・犯罪被害者等の心情に配慮した対応等の推進
- 3 再被害防止等の安全の確保の充実等
 - ・再被害防止措置の推進
 - ・教育・保育等を提供する場における幼児児童生徒に対する性暴力の防止等の推進

第3 刑事手続への関与拡充

- 1 刑事手続への関与のための情報提供等の充実
 - ・「被害者連絡制度」等による刑事手続きの周知
 - ・被害の届出や相談に対する適切な対応

第4 支援体制等の整備充実

- 1 各機関・団体における体制の充実
 - ・県・市町村の総合的対応窓口の充実
 - ・性犯罪被害者等への支援の充実
- 2 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
 - ・多機関ワンストップサービスの運用による支援の強化
- 3 民間支援団体等に対する援助
 - ・（公社）秋田被害者支援センターへの支援充実
- 4 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
 - ・犯罪被害者等支援コーディネーターの対応能力の向上

第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進
 - ・関係機関による県民の理解を促進するための啓発事業の実施
 - ・犯罪・事故発生状況等の情報提供
- 2 学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
 - ・「生命（いのち）の安全教育」の推進及び犯罪抑止教育等の充実
 - ・SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育の推進